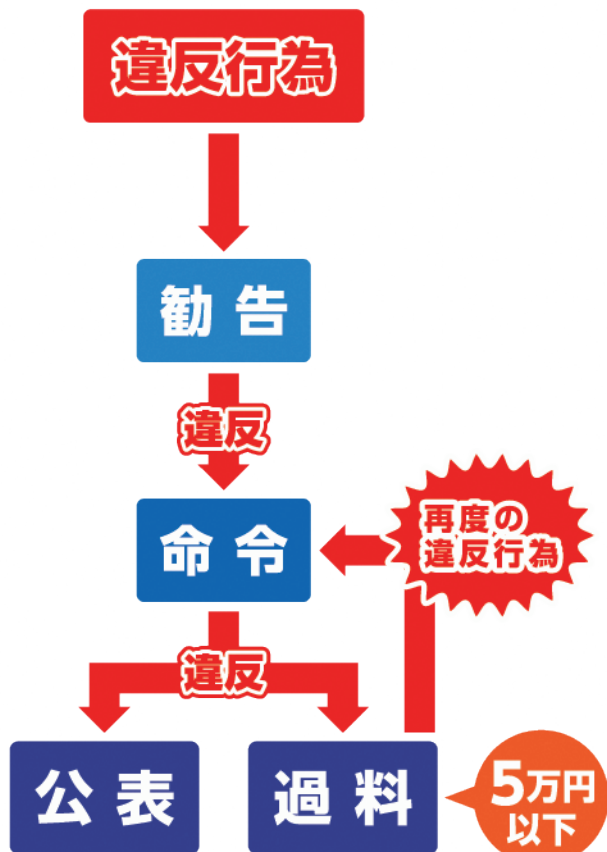


## 罰則等について

違反行為をした場合は、当該行為をしてはならない旨の勧告・命令の対象となります。また、命令に違反した場合は、5万円以下の過料に処するとともに、氏名等を公表することがあります。さらに、店舗等の従業者が過料に処された場合は、その店舗等にも同様に過料が科されます。



以下の場合でも、氏名等の公表や過料の対象となります。

- ・違反行為をした者が、必要な報告を求められたにもかかわらず、その報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合
- ・店舗等への立入調査（質問）を拒んだり、妨げる等の行為をした場合

# 客引き行為等 禁止区域について

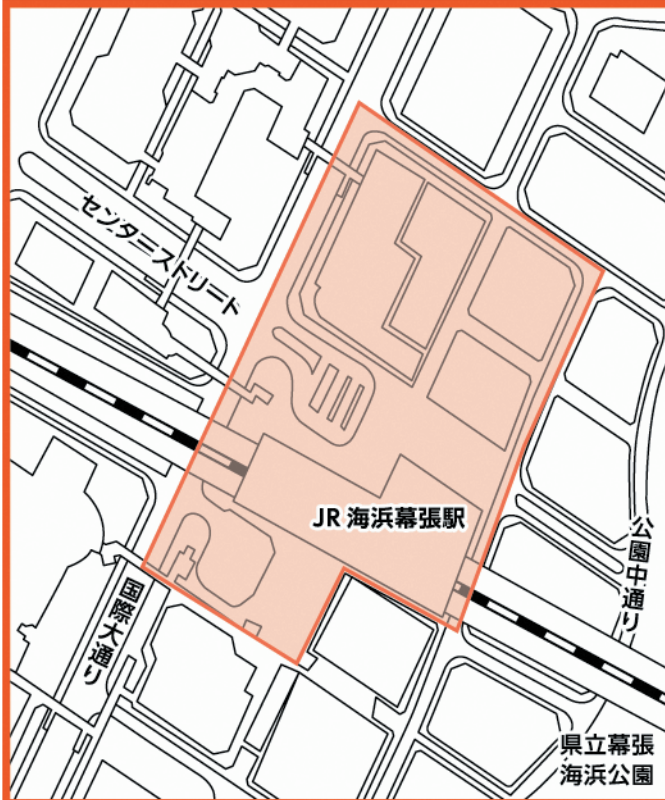
市民のみなさまが安心して公共の場所を通行、利用することができる環境を確保するため、特に必要があると認める区域として、下記のとおり「客引き行為等禁止区域」を指定しています。

## —客引き行為等禁止区域図—

禁止区域

### JR海浜幕張駅地区

美浜区ひび野1丁目・2丁目の一部



客引き・スカウト  
禁止!



### 中央区富士見地区

中央区新千葉1丁目1番  
中央区富士見1丁目・2丁目  
中央区本千葉町(1番から7番、14番から16番)

